

平成31年4月28日

お客様 各位

株式会社ヤマヤマクリエイツ
代表取締役社長
大串 和也

措置命令に関するお詫びとお知らせ

このたび、小麦粉の原産地に関する表記で、弊社ウェブサイト等で掲出された広告物の表現が景品表示法第5条第1項に違反するとして、本日、大阪府知事より同法第7条1項に基づき措置命令を受けました。

ベビーマジック 掲出期間：平成29年7月24日～平成31年2月25日

「北海道小麦をたっぷり使用し」とウェブサイトと持ち帰り箱に掲出。

北海道産小麦を多量に使用するかのように表示しておりましたが、実際は一部に北海道産や、その他国産小麦が使用されているものでした。

ご指摘後すぐに、「厳選した小麦をたっぷり使用し」に変更致しました。

大阪府知事のご指摘を真摯に受け止め、今後、お客様には正しく広告表現を行うことに努めて参ります。

お客様に置かれましては、ウェブサイト等の広告物におきまして、弊社の認識不足がございましたことを、心よりお詫び申し上げます。

【今後の改善取組みにつきまして】

今後、広告表示につきましては法令順守を徹底するために以下を実施致します。

- ・ 広告表示に関連する法令・規範の周知を徹底するため、社内へ外部講師を招いた勉強会の実施を致します。
- ・ 原産地表記を行う際には、消費者庁へ事前に確認と承認を得ることを徹底致します。
- ・ 食品表記に関する情報の確認を、関係部署間で情報の共有を徹底致します。

以上でございます。

この度はウェブサイト等の広告物におきまして、ご説明不足がございましたことを、心よりお詫び申し上げます。

敬具